

道路管理に関する懇談会 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 道路管理に関する懇談会の傍聴を希望される方は、懇談会の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の許可を得た上で、指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

- (1) 傍聴される方は、懇談会を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
- (2) 懇談会開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (3) 懇談会において、飲食などはできません。
- (4) その他懇談会開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 懇談会の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。